

資 料 提 供

平成 29 年 7 月 21 日
 課 名 建設産業課
 担当者名 西原
 内線電話 3822
 直通電話 082-513-3822

建設業者に対する監督処分について

次のとおり、平成 29 年 7 月 21 日に、建設業法に基づく建設業者の監督処分を行いました。

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	有限会社太平	代表者氏名	迫平 貴史
主たる営業所の所在地	呉市中央六丁目 12-3-201		
許可番号	広島県知事許可 (般-25) 第 34694 号		
許可を受けている建設業の種類	とび・土工工事業		

2 処分に関する事項

処分年月日	平成 29 年 7 月 21 日	処分を行った者	広島県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 3 項 (同条第 1 項第 3 号該当)		
処分の内容 営業停止命令 1 停止を命じる営業の範囲 解体工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの 2 営業の停止を命じる期間 平成 29 年 8 月 7 日から平成 29 年 8 月 9 日までの 3 日間			
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反、業務上過失致死		
有限会社太平は、広島市中区幟町のビル解体工事の下請業者であり、主に足場の設置工事等を行うものであるが、平成 27 年 8 月 24 日に同工事現場において、6 階建てのビルの屋上を作業床として使用するに当たり、屋上に開口部があり、墜落のおそれがあるにもかかわらず、囲い、覆い等の墜落防止措置を講じなかった結果、労働者 1 名が屋上で足場材の運搬作業中に、当該開口部から地上に墜落し、死亡する事故を発生させた。 このことにより、同社は、広島簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金 20 万円の略式命令を受け、また、現場責任者は、同裁判所から労働安全衛生法違反及び業務上過失致死の罪により罰金 50 万円の略式命令を受け、平成 29 年 4 月 14 日にその刑が確定した。 このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 3 号に該当すると認められる。			